

議案第30号

天理市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について
天理市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
天理市立身体障害者デイサービスセンター条例（平成13年9月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市立地域活動支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 創作的活動の機会の提供その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設として、本市に地域活動支援センターを設置する。

第2条中「身体障害者デイサービスセンター」を「地域活動支援センター」に、「天理市立身体障害者デイサービスセンター」を「天理市立地域活動支援センター」に改める。

第3条の見出しを「（事業）」に改め、同条中「天理市立身体障害者デイサービスセンター」を「天理市立地域活動支援センター」に、「デイサービス事業」を「事業」に改め、同条に次の1号を加える。

（8） その他市長が必要と認める事業

第4条中「デイサービス」を「センター」に改める。

第8条第1項中「係る料金」の次に「及び加算額」を加え、同条第2項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」を「別表に定める」に改め、「得て定める」の次に「額に10分の1を乗じて得た」を加える。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める利用料金を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯 利用料金の全額

(2) 世帯主及び世帯員の当該年度分(4月から6月までの月の利用にあつては、前年度分)の市町村民税非課税世帯 利用料金の2分の1の額

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条関係)

天理市立地域活動支援センター利用料金

障害程度区分	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上	食事提供 加算	入浴加算	送迎加算 (片道)
区分6	2,770円	4,620円	6,000円	420円	400円	540円
区分5						
区分4	2,520円	4,190円	5,460円			
区分3						
区分2	2,260円	3,780円	4,910円			
区分1						

(注) 障害程度区分とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第4条第4項に規定する障害程度区分をいう。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。